

吸収分割に係る事後備置書類
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示事項)

株式会社ヨーク・ホールディングス

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

2025 年 2 月 28 日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ヨーク・ホールディングス
代表取締役 石橋 誠一郎

東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表取締役 井阪 隆一

株式会社ヨーク・ホールディングス(以下「ヨーク・ホールディングス」といいます。)及び株式会社セブン&アイ・ホールディングス(以下「セブン&アイ・ホールディングス」といいます。)は、2025 年 1 月 9 日付で両社の間で締結した吸収分割契約(以下「本件分割契約」といいます。)に基づき、2025 年 2 月 28 日を効力発生日として、セブン&アイ・ホールディングスの営む、株式会社赤ちゃん本舗、株式会社ロフト及び株式会社シェルガーデンに係る株式の保有及び管理を行う事業に関して有する権利義務をヨーク・ホールディングスに承継させる吸収分割(以下「本件分割」といいます。)を行いました。

本件分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第 189 条第 1 号)

2025 年 2 月 28 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続、並びに第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 2 号)

- (1) 会社法第 784 条の 2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法 784 条第 2 項に定める場合に該当することから、会社法第 784 条の 2 但書きの規定により、セブン&アイ・ホールディングスの株主には差止請求権は認められておりません。

(2) 会社法第 785 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

本件分割は、会社法 784 条第 2 項に定める場合に該当することから、セブン&アイ・ホールディングスの株主には株式買取請求権は認められておらず、セブン&アイ・ホールディングスは会社法第 785 条の規定による手続を行っておりません。

(3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過

セブン&アイ・ホールディングスにおいて、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存在しないため、同法第 787 条の規定による手続を行っておりません。

(4) 会社法第 789 条(債権者異議)の規定による手続の経過

本件分割においてセブン&アイ・ホールディングスからヨーク・ホールディングスへの債務の承継は行われず、セブン&アイ・ホールディングスに対して債務の履行を請求することができない債権者はありません。また、セブン&アイ・ホールディングスにおいては、各別に催告を行う必要がある不法行為債権者はいないため、会社法第 789 条の規定による債権者保護手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続、並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

ヨーク・ホールディングスの株主はセブン&アイ・ホールディングスのみであるため、会社法第 796 条の 2 の規定による本件分割をやめることの請求行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

本件分割は、会社法第 796 条第 1 項本文に規定する場合に該当するため、同法第 797 条第 2 項第 2 号の規定により、ヨーク・ホールディングスの特別支配会社である株主には株式買取請求権が認められておりません。ヨーク・ホールディングスの株主は特別支配会社に該当するセブン&アイ・ホールディングスのみであるため、会社法第 797 条の規定に基づく手続は行っておりません。

(3) 会社法第 799 条(債権者異議)の規定による手続の経過

ヨーク・ホールディングスは、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 1 月 17 日付で官報によりその債権者に対し異議申述公告を行い、同日付で知れたる債権者に個別の催告を行いました。異議申述期限までに異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

ヨーク・ホールディングスは、本件分割の効力発生日である 2025 年 2 月 28 日付で、本件分割契約に記載された権利義務を、本件分割契約に基づき承継しました。
なお、ヨーク・ホールディングスが本件分割によりセブン&アイ・ホールディングスから承継した資産の額は金 24,924 百万円(暫定値)であり、負債の額は金 0 円です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日(会社法施行規則第 189 条第 5 号)

2025 年 3 月 7 日(予定)

6. その他吸収分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 189 条第 6 号)

該当事項はありません。

以 上